

7

河原区
地 区kawaharachiku
kouminkan

第195号

開館時間
AM8:30~PM10:00
職員在室
AM8:30~PM5:00

公民館だより

TEL:85-2959
FAX:85-2970
E-mail:
cc-kawahara@it.city.
tottori.tottori.jp

宿題応援隊

テキストアート&
カスタムクレヨンを作ろう

色と素材で楽しむアート体験

7月28日(火)10:00~

場：河原地区公民館 2F会議室

対象：河原地区在住の小学生

(3年生以下は保護者と一緒に申込みして下さい)

定 員：20名(要申込・先着順)

参加費：500円(当日集金)

持ち物：うちわ・汚れてもいい服・エプロン

申込締切：7月22日(水)までに

河原地区公民館へ直接申込み下さい。

7 行事予定

行 事		サークル・その他
1	水	
2	木	
3	金	敬老会実行委員会 南ブロック主任・主事会研修会
4	土	人権講演会
5	日	竹友会
6	月	社協総務部会
7	火	アンサンブル鮎
8	水	
9	木	
10	金	
11	土	
12	日	竹友会
13	月	人権とっとり講座 消費者センター パネル展
14	火	
15	水	
16	木	
17	金	
18	土	
19	日	竹友会
20	月	海の日
21	火	アンサンブル鮎
22	水	
23	木	
24	金	河原子ども会
25	土	(ま) あゆ祭会場草刈
26	日	竹友会
27	月	健康カラオケ
28	火	宿題応援隊 第1弾 「テキストアート &カスタムクレヨンを作ろう」
29	水	
30	木	
31	金	敬老会実行委員会(予定)

野外学習 砂丘

こどもの国

砂プレート作り体験

砂の美術館

8月6日(木)9:15集合

集合場所：河原地区公民館 玄関前

対象：河原地区在住の小学生

(3年生以下は保護者と一緒に申込みして下さい)

定 員：20名程度(要申込・先着順)

参加費：子ども1,000円・大人1,500円(当日集金)

持ち物：水筒・帽子・雨具(雨の場合)

申込締切：7月24日(金)までに

河原地区公民館へ直接申込み下さい。

河原地区 人権講演会 申込不要

★人権と福祉のまちづくり講座★

令和8年7月4日 AM10:00~

テーマ

『インターネットにおける人権問題』

講師：鳥取市人権教育推進員 植田 和夫さん

河原地区人権啓発推進協議会共催事業

河原人権福祉センター・共催：河原地区公民館

~詳しくは小学校に配布のチラシをご覧ください!

ものづくり① タイルコースター作り

5月28日(木) 参加者13名

今回のものづくり教室では、智頭の谷岡左官 谷岡佳奈さんを講師に招き、タイルコースター作りを体験しました。

色んな色と形のかわいらしいタイル選びは、まるで宝石探してみたいな時間でした。色の組み合わせを考えたり形を並べ変えたり、皆さん無我夢中になって作品を作っていました。

どの作品も個性的でかわいらしい作品ができました。



高齢者交流会

いきいきふれあいのつどい



6月17日(水) 参加者26名

今年の「いきいきふれあいのつどい」は、河原地区老人クラブ三神会長のご挨拶に続いて、三部構成で開催されました。🎵



アンサンブル鮎 大正琴演奏

アンサンブル鮎さんによる息のあった素晴らしい演奏が響き渡りました。美しい音色に参加者の皆さんもうっとり。演奏にあわせて皆さんで歌ったりと楽しいひとときを過ごしました。



特殊詐欺・自転車の新しい制度

智頭警察 山根さんから、自転車の新しい制度について教えていただきました。また携帯電話による詐欺対策についてもお話がありました。

不安に感じた場合は警察に相談を！！



健康体操

ヨガ教室インストラクター安川さんによる、椅子に座ったままできる健康体操を教わりました。腕や足を無理なく動かしながら、みんなで楽しく身体を動かしました。

地区老人クラブ共催事業

法務局からのお知らせ

- 令和8年4月1日から
- 住所・氏名の変更登記の申請が義務化されました！
- 住所や氏名を変更したら、2年以内に変更登記の申請をする必要があります。
- また、令和8年4月1日より前の住所変更なども対象となります。
- 「スマート変更登記」でらくらく安心！
- (簡単・無料のお手続きをしていただければ、法務局で住所・氏名の変更登記をします。)
- 相続登記には期限があります
- 最短で令和9年3月31日が期限となります！
- 令和6年4月1日に相続登記の申請が義務化されました！
- 不動産を相続したら、3年以内に相続登記の申請をする必要があります。
- 令和6年4月1日より前に発生した相続も対象となります。
- (今なら相続登記の免税措置があります！)
- 正当な理由がなく義務に違反した場合、過料に科せられる可能性があります。詳しくは、鳥取地方法務局ホームページ又は電話によりお問合せください。
- お問合せ先 鳥取地方法務局登記部門 ☎0857-22-2293



鳥取地方法務局不動産登記推進イメージキャラクター「カニトウキツネ」

芝公園の犬のフンの片付けについて(お願い)

- 地域の皆さまには、日頃より公民館活動および地域の環境美化にご協力いただき、ありがとうございます。
- 最近、芝公園内に犬のフンの放置が見受けられ、利用される方々のご迷惑となっております。散歩の際は、必ずフンを回収し、お持ち帰り下さい。
- 今後ともご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

マナーを守って、みんなが気持ちよく使える芝公園に！！

